

商品等に関する「箕面市誕生70周年記念ロゴ」の名義使用について

令和8年（2026年）4月16日
企画部 秘書広報課

（趣旨）

市制施行70周年記念事業の機運を醸成し、本市の魅力を発信することに寄与する商品等への「箕面市誕生70周年記念ロゴ」の使用について、下記のとおり定める。

（対象事業者）

- ・ 市内の営業実績を有する現に営業する事業であって、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に基づく開業届出済み個人事業主、又は会社法（平成17年法律第86号）に基づき運営される法人
- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく用途地域の条件に適合していない事業を行っていないこと。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項のいずれかに該当する事業を行っていないこと。
- ・ 箕面市又は本市以外の市区町村税に滞納がないこと。
- ・ 前項に掲げるもののほか、市が適当と認める事業者

（対象となる商品等）

- ・ 市民活動の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがないこと。
- ・ 法令又は公序良俗に反しないこと。
- ・ 対象商品等の配付、または販売が箕面市内で実施されること。
- ・ 政治活動、宗教活動またはそれに類するものでないこと。
- ・ 暴力団、箕面市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者の利益又は利益となるおそれがないこと。
- ・ 原則令和9年（2027年）3月31日までに対象商品等の配付、または販売が終了すること。
- ・ 名義の使用を承認すべきでない特段の事情がないこと。

（名義の使用）

- ・ 市制施行70周年記念事業の周知活動のため、趣旨に沿った対象となる商品等に、箕面市誕生70周年記念ロゴを使用することとする。
- ・ 箕面市誕生70周年記念ロゴは、下記のとおりとする。



(使用の申請)

名義を使用しようとする事業者は、事業を実施する日の1月前までに名義使用の申請をしなければならない。

(使用の承認等の通知)

名義の使用を承認するときは、使用の承認の通知を行う。また、名義の使用を承認しないときには、使用の不承認の通知を行う。

(使用の条件等)

- ・ 使用許可を受けた使用目的以外の用途で使用しないこと。
- ・ 画像について、断りなく編集や内容の改変（加工、切り取り、抽出、色変更等）を加えることは行わないこと。ただし、白黒印刷で使用することは可能。
- ・ 画像使用に関する責任は申請事業者にて負うこと。
- ・ 画像が申請事業者のものである、または、市が支援や公認をしているような誤解を与えるような用途で使用しないこと。
- ・ 画像使用にあたっては、可能な限り「箕面市誕生70周年記念ロゴ」と記載すること。もしスペース等の関係で表示が難しい場合は、市が認めた表示方法にすること。
- ・ 申請時に商品等の見本品、またはデザイン（最終版）を添付すること。商品等及びデザインも含めて使用の可否の判断を行う。
- ・ 自己の商標または意匠とするなど、独占的に使用しないこと。
- ・ 市の事業、または市が認めた関連事業に支障がないこと。

(承認の取り消し)

以下の場合、名義の使用の承認を取り消すことができる。

- ・ 名義の使用を承認した後において、対象事業者かつ対象の商品等に該当しないことが判明したとき。
- ・ 使用の条件等に違反したとき。
- ・ 使用承認を他に譲渡し、または転貸したとき。
- ・ その他名義を使用させることが不相当と認めるとき。

(名義の無断使用)

名義が無断で使用されたときは、直ちに事業の主催者等に書面または口頭で警告し、その使用を中止させるものとする。

(論争等の解決)

名義の使用に関し、論争又は訴訟が生じたときは、使用者の責任と費用負担において解決するものとする。

(差止請求等)

市は、名義の著作権を侵害し、又は侵害するおそれがある場合において必要と認める場合は、著作権法(昭和45年法律第48号)第112条に規定する差し止め請求その他必要な措置を講ずることができる。

(損害賠償)

市は、使用者の名義使用により、市に損害が生じたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(免責)

市は、名義の使用によって生ずる損害について一切の責任を負わない。

以上